

発議第 9 号

豊後大野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び豊後大野市議会規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年 12 月 17 日

豊後大野市議会議長 田 嶋 栄 一 様

提出者 豊後大野市議会
議会運営委員会委員長 穴 見 眞 児

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行に伴い、豊後大野市が制定している条例の罰則規定中「懲役」の字句を「拘禁刑」に改正し、法令が使用する字句との差異が生じないようにする必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年豊後大野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○豊後大野市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年豊後大野市条例第36号)

現行	改正案
<p data-bbox="280 363 439 392">第6章 罰則</p> <p data-bbox="206 416 1106 711">第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="206 735 1106 855">第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="206 879 1106 999">第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p data-bbox="1207 363 1366 392">第6章 罰則</p> <p data-bbox="1131 416 2031 711">第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="1131 735 2031 855">第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="1131 879 2031 999">第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>